

宮古市電気自動車等導入促進補助事業申請・交付手続きの流れ

★電気自動車等の購入に係る補助

※ 令和5年4月1日以降に新車の新規登録を受けた電気自動車等が対象

申請者	宮古市	備考
新車新規登録 ↓ 補助金交付申請書 (様式第1号) 【添付書類】 ①補助金交付申請額内訳書（電気自動車等の購入）（様式第2号） ②購入に要した費用及びその内訳が確認できる書類の写し ③購入に要した費用に係る領収書等（支払が分割払いである場合は、その分割払いが確認できる書類）の写し ④自動車検査証又は自動車検査証記録事項の写し 交付決定通知書（様式第4号）の受領 (不交付の場合は不交付決定通知) ↓ 補助金交付請求書 (様式第7号)	受付・審査 ↓ 報告書作成 ↓ 補助金交付決定判断 ↓ 補助金交付決定通知書 (様式第4号) ↓ 受 付 ↓ 補助金の支払い（振込）	※新車新規登録日から起算して3月以内に申請してください。 ※交付申請にあたっては、添付書類に不備がないかを申請前に再度確認してください。 ※補助金交付請求書の提出が無ければ補助金をお支払いできませんので、速やかに提出してください。
指定口座		

★充放電設備等の導入に係る補助

※ 令和5年4月1日以降に工事請負契約を締結した充放電設備等が対象

